

住宅リフォーム減税制度に係る講習会 「減税制度の概要と工事証明書類の作成方法」

住宅リフォーム工事を行うと、要件を満たす場合は、工事を行った住宅消費者に対して税の優遇が行われます。優遇が行われる税は、行われる工事に応じて所得税、固定資産税の控除やその工事に係る贈与税の非課税措置が行われます。

この講習会では、減税制度の概要とこれら税制の特例を受けるための申請手続きに必要な「工事証明書等の作成方法の実務」を講習します。

(減税制度の詳細は、以下の URL により一般社団法人住宅リフォーム推進協議会資料をご覧ください。 http://www.j-reform.com/info/guidebook_pdf/gbP10-32.pdf)

1. 主催 : 財団法人岩手県建築住宅センター
2. 日時 : 平成24年1月19日(木) 13:30~16:30(予定)
3. 会場 : いわて県民情報交流センター(アイーナ) 8階 812号
4. 講習内容
 - (1) 住宅リフォームを対象とした税の優遇措置について
 - (2) 耐震リフォームの減税制度と証明書類発行の手続きについて
 - (3) バリアフリーリフォームの減税制度と証明書類発行の手続きについて
 - (4) 省エネルギーリフォームの減税制度と証明書類発行の手続きについて
 - (5) 住宅ローン減税制度・贈与税非課税措置と証明書類発行の手続きについて

(テキスト「住宅リフォームの税制の手引き」(100頁前後)と関係告示集
(70頁程度)を出席者全員に無料配布します。)
5. 受講対象者 工事証明書類等を作成する建築士、指定建築検査機関、住宅性能評価機関等
(リフォーム工事業業者の方もご出席いただけます。)
6. 受講料 無料
7. 申し込み方法 申込書によりFAXでお申し込みください。
8. 申し込み先 FAX 019-652-8123 (財団法人岩手県建築住宅センター)

この方向にFAXしてください

FAX 申込書 019-652-8123

岩手県建築住宅センターゆき

住宅リフォーム減税制度に係る講習会申込書

開催日	平成 24 年 1 月 1 9 日 (木) いわて県民情報交流センター(アイナ 812 号)
会社名	
電話番号	
参加人数	

個人情報の取扱について

セミナー申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、セミナーのご案内のみ使用いたします。